

## 論文投稿に関する不正行為

論文投稿に関する不正行為について	投稿された論文に特定不正行為（捏造、改竄、盗用 / 剽窃）があった場合、二重投稿・二重出版であった場合、1つの論文として報告できる報告をいくつかの論文で分割して発表している場合（いわゆるサラム論文）、不適切なオーサーシップは、疑われる場合も含めて論文投稿に関する不正行為がなされたと判断し、刊行・編集委員会(以下、編集委員会)で審議する。
特定不正行為について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること</li> <li>2) 改竄 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を申請真正でないものに加工すること</li> <li>3) 盗用 / 剽窃 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用したり、部分的に加工して自らのものであるかのように装うこと。</li> </ol>
二重投稿・二重出版について	<p>二重投稿・二重出版の定義</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 二重投稿：同じ原稿を複数の論文誌に同時に投稿すること</li> <li>2) 二重出版：すでに掲載された論文（Prior publication）と内容が大幅に重複する論文を、その過去の論文を明記して言及することなく出版すること、もしくは出版を意図して投稿すること</li> </ol> <p>(注1) 互いの論文の言語が異なっても、二重投稿・二重出版とみなす  (注2) プレスリリースもprior publicationとみなされる  (注3) プレプリントサーバーへの掲載はprior publicationには該当しない  (注4) 学会発表は、研究の途中での進捗を報告しているとみなされるため、その抄録は必ずしもprior publicationとはみなされない。そのため、途中経過を学会報告した研究について、完成した報告を論文として出版することは二重出版とはみなされない。ただし、2次抄録などを発表している場合、その抄録とほぼ同一のデータ・図表で構成された論文は二重出版とみなされることがある。</p>

<p>二重投稿・二重出版について</p>	<p>二重投稿・二重出版の判断基準</p>	<p>1) 同一の（または重複した）症例群やデータセットを対象とすることが、必ずしも二重投稿・二重出版に該当するわけではない。</p> <p>2) 二重投稿・二重出版に該当する「内容の大幅な重複」とみなすかどうかは、「新たな論文によって、prior publicationにどの程度の新たな知見を追加できるか」が主な判断の根拠となる。</p> <p>3) 一部でも重複した内容を扱う場合には、新たな論文の中で先行論文が存在することを明記して引用し、重複している内容を明らかにする必要がある。また、投稿された論文の学術的な意義は、あくまでも先行論文には含まれない「追加された新たな知見」を基に判定する。</p>
<p>二重投稿・二重出版について</p>	<p>二重投稿・二重出版に該当する例</p>	<p>同一の症例、または症例群やデータセットを対象とした先行論文が報告されており、新たな論文でも先行論文と比べて「新たな知見」が追加されていない場合、著者が相互の論文で異なっても、二重投稿・二重出版に該当する。</p>
	<p>二重投稿・二重出版には必ずしもあたらない例</p>	<p>1) 先行論文では短期的な経過のみの報告であったが、長期にフォローアップした情報により、先行論文では知りえなかった新たな知見が中心となっている論文</p> <p>2) 先行論文では行われていなかった解析が実施可能となり新たに判明した結果が中心となっている論文</p> <p>3) 先行論文と同じデータセットを用いているが、新たな統計解析手法で再解析を行うことで、先行論文では判明していなかった新たな知見を見出した論文</p> <p>4) 少数の症例を対象とした内容がすでに先行論文として報告されているが、新たに症例を追加し多数例とすることで初めて明らかになった内容（頻度や関連など）について報告した論文(参照：投稿時の留意事項の項目1)。</p> <p>5) 先行論文に含まれる一部の対象について、新たに詳細な情報を追加することで、初めて明らかになった知見を記載した論文</p>

<p>二重投稿・二重出版について</p>	<p>二次抄録の扱いについて</p>	<p>1) その記録が、字数がごく短く限られている学術集会発表要旨などの学術集会の運営に不可欠なものと常識的に判断されるものであれば二重投稿の基準にあてはまらない。</p> <p>2) 十分な紙面を与えられ、ほとんど学術論文と変わらない構成と内容であれば、学術刊行物(論文)と考えられ、二重投稿の基準にあてはまる。ただし、その記録の配布が限定的で、一般的な検索によっては入手や閲覧が不可能であり、またその収録に当たって編集委員会等の機関による査読システムが存在していないならば、学術刊行物の要件を満たしていない可能性がある。</p> <p>3) こうしたカテゴリーが明確でないグレーゾーンに当たる著作物については、関連する著作物を新たに投稿する際に、あらかじめ投稿先に問い合わせることを強く勧める。</p>
<p>サラミ論文について</p>	<p>サラミ論文の定義</p>	<p>・本来は1つの論文として報告できる研究者であるにもかかわらず、対象や方法、研究目的などに対する共通の結果を細かく分割することで、意図的に複数の論文として投稿することを指す。</p>
	<p>サラミ論文の取り扱い</p>	<p>・投稿された論文データが、サラミ論文であることがわかった場合、あるいは疑われる場合は、編集委員会で審議を行い、その結果に応じた対応を協議する</p>
	<p>サラミ論文に該当する例</p>	<p>・ある施設で特定の疾患に対する治療を行った症例群のデータセットがすでに取得されており、特に科学的に妥当な理由がないにもかかわらず、1990～2000年、2000年～2010年の2つの時期などに分割し、共通する研究仮説・解析法で検討を行い、本質的に同じ結果が別々に報告された論文</p>

サラミ論文について	サラミ論文に必ずしもあたらない例	大きな構成の研究の中で、別の視点からの異なる研究仮説に基づいた二つの研究計画とその結果があり、それぞれが別個に報告された論文
不適切なオーサーシップについて		<p>1) 研究論文の著者に資格を有しないものを挙げる、または著者としての資格を有するものを除外する行為のことである。</p> <p>2) 投稿論文には、筆頭著者を含め各著者の役割分担を明記する</p>
投稿時の留意事項		<p>1) データ数の追加のみなど、研究内容が同一であり新たな知見が（極めて）乏しい論文は、原則として論文掲載に値しないと判断される(参照：二重投稿・二重出版には必ずしも当たらない例の項目4)。</p>